

西宮市都市交通会議規約(案)

平成 25 年 1 月 26 日制定

(設置)

第 1 条 西宮市は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年度 3 月 16 日付国都街第 77 号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号西宮市役所内に置く。

(目的)

第 3 条 交通会議は、西宮市の総合的な都市交通政策を推進するため、市内における総合的な都市交通計画の策定及び進行管理を行うとともに、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項について、関係機関による協議調整、情報交換、連携強化を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 交通会議は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 市における公共交通のあり方に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 交通計画の実施及び同計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 5 条 交通会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の長又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者

- (8) 地方運輸局長又はその指名する者
- (9) 西宮市職員
- (10) その他西宮市が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数)

第7条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

- 2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び座長)

第8条 会長は、委員の互選によって選出し、交通会議を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長、監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。
 - (1) 西宮市情報公開条例(昭和62年西宮市条例第22号)第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、西宮市都市局都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監事は、交通会議の出納監査を行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第19号)の例による。

(交通会議が解散した場合の措置)

第17条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。